

令和7年度 第3回富士見市地域福祉計画審議会
議事録

日 時	令和7年11月21日（金）		開会	午前10時00分		
			閉会	午後12時05分		
場 所	富士見市役所 第2委員会室					
出席者	委員	木下会長	高橋委員	笠原委員	松村委員	深瀬委員
		○	○	×	○	×
		川越委員	福島委員	鶴澤委員	小窪委員	山田委員
		○	○	○	○	○
		古内委員	山浦委員	尾崎委員	市川副会長	
	○	○	○	○		
事務局	鈴木健康福祉部長 福祉政策課 須藤課長、渋谷主査、四本松主任 高齢者福祉課 池田主任					
公開・非公開	公開（傍聴者なし）					
議 題	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 地域福祉計画と一体的に策定する計画について (2) 市民アンケート調査結果（速報版）について (3) 次期計画における新規施策及び重点施策について 4 今後のスケジュールについて 5 その他 6 閉会					

議 事 内 容

1 開会

須藤課長：開会あいさつ、配布資料の確認

2 会長あいさつ

木下会長：インフルエンザの流行により、学校では学級閉鎖や学年閉鎖などが続いている。コロナの時に経験したとおり、子どもが休むと親も休まなくてはならず、仕事や地域活動に支障が出る。こうした状況でどう活動を継続していくのか、子どもたちの居場所なども含めて地域の中で考えていかなければならない。コロナのような経験が人々の認識や行動に大きく影響を与えるので、私たちの地域福祉計画が地域の方々の認識の変化や新たな行動のきっかけになればと思っている。

前回の会議では、沢山の議論の中で富士見市における地域福祉の課題がいくつか見えてきた。全4回の会議のうち、3回目となるので、本日の会議で計画に盛り込む施策の方向性を決め、次回の会議で計画書の中身を確認する流れになる。そういった意味で、前回議論した内容を踏まえ、計画書にこういった形で落とし込むのかを考えながら、重点施策や新規施策について考えていただきたい。

3 議事

(1) 地域福祉計画と一体的に策定する計画について

資料2 第二期富士見市成年後見制度利用促進計画（案）

事務局：資料2に基づき説明

質問・意見

委員：成年後見の申請から決定まではどれくらいの期間を要するのか。

事務局：まずは病院や高齢者あんしん相談センター、ケアマネ等から相談をいただき、そこから進めていく形となります。親族調査から始まり、医療機関への受診調整、後見人候補者の選定等があるため、通常3か月から4か月程度はかかる見込みです。ただし、申立てをしてから家庭裁判所の審判が降りるまでは10日から2週間程度、早ければ1週間程度で決定が降りる状況です。

委員：中核機関の委託事業について、年々需要が高まっていると感じている。市民後見人は現状1名のみだが、1人でも多くの方になっていただけると注力していく必要がある。

資料3 富士見市再犯防止推進計画（案）

事務局：資料3に基づき説明

質問・意見

委員：出所者の住まいの確保の難しさについて、現状公的な施設のみでは賅っていない状況であると思われるが、その点についてはどうか。

事務局：必要な量に対して供給が足りていない点は課題として認識しています。基礎自治体単位で出所者等を必要な支援に繋がられるような流れを作る必要性を感じており、そのためには不動産業者との連携や公営住宅などの受け皿の整備が必要であると感じています。現状、

本市では住まいに関する支援が十分に進んでいない状況であり、本計画の策定をきっかけとして住まいへの支援を議論できる流れを作っていきたいと考えています。

委員：出所者や保護観察中の方を一定期間受け入れ、生活指導や就労支援を通じて社会復帰を支援する自立準備ホームという施設が県内にいくつかある。また、高齢者施設がベッドコントロールの一環として自立準備ホームとして出所者の方を受け入れる仕組みもある。

委員：業務の中で住居探しをお手伝いすることがあり、「あんしん住宅すまいるサポート店」を掲げている業者に相談に行くことがあるが、残念ながら謝絶されるケースもある。反面、そうした看板を掲げていない地域密着型の業者が協力的であったりするが、ここ2・3年で大家さんが代替わりするなどして方針が変わり、受け入れが難しくなっている印象がある。

事務局：現状、公的な看板を掲げている業者よりも現場の支援員が持っているネットワークや情報の中で住まいの確保に繋げていくケースが多く、そういった地域の社会資源を活用していく仕組み作りが今後の住居支援の効果を高める上では必要になってくると感じております。

委員：福祉現場のプロの方であればそうした対応もスムーズだと思うが、出所された方を民生委員が見守ってくださいと言われてもどうしてよいかわからないこともある。受け入れる側に対しても丁寧な説明や理解を促す支援が必要だと感じる。そうでなければ、せっかく地域に戻っても噂話などが広がり、居場所がなくなってしまうことも考えられる。

委員：生活保護を受給されている方は医療にもつながりやすいと思うが、再犯防止で特に依存症や精神疾患の方はまず病院に繋げないといけない。そうすることで、再犯リスクの抑止や地域での生活の安定にもつながると考えている。

委員：精神疾患や依存症の場合、他所との関係性が希薄であったり、知識が不足していたりする点が再犯リスクに大きく関わってくると思われる。知識の啓発活動やつながりづくりが大事になってくると感じる。

委員：依存症と窃盗のプロセスは似ている。脳が受けた刺激は中々取れないらしく、回復までに時間がかかる。回復までの時間の大半は地域で過ごすことになる。窃盗や性犯罪は、社会的孤立から再犯に繋がるケースが多く、医療や福祉制度での対応というよりも、地域で居場所を作らないと再犯のリスクが高まるように感じる。一方で、地域の皆で見守ろうとしても、犯罪歴は絶対的な個人情報であることから知ることは難しい。そのため、犯罪歴の有無ではなく、困っている人や孤立している人に対して地域でどうしていこうかという視点が大事である。

委員：1ページの「刑事施設・少年院等から」の部分で、刑事施設で刑期が決まった場合は矯正施設となるため、文言をご確認いただきたい。また、「再犯のおそれ」という後ろ向きな表現よりも、「立ち直りを目指す人」という前向きな表現の方がよいのではないかと。5ページの冒頭部分も同様の表現が用いられている点と、中段「犯罪や非行の経験をもつ人」について、犯罪や非行は行為なのでニュアンスとして気になった。7ページ(4)①福祉教育の充実の部分で、「犯罪や非行に対する偏見」について、偏見はあってよいと思う。犯罪をした

人という表現が刑事福祉の中では、「罪を犯した人」という表現になることから修正をご検討いただきたい。また、③学習機会や居場所の提供という部分で、「子どもの居場所づくり」について、子どもは再犯防止推進計画においては家庭裁判所に送致される。(4)の中に若者に対する直接的な支援の記述があるとよいと感じた。

事務局：ご指摘いただいた文言の修正については、事務局で調べた上で必要に応じて修正対応を行います。また、若者に対する支援の直接的な言及がない点については、庁内関係部署に類似の取組みがないか照会を行い、該当するものがあれば追記をしていきます。

委員：働く場所と住む場所、支えてくれる人が周りにはいるかどうかで立ち直りが変わっていくケースが多い。先程お話にあったとおり、個人情報との関係があるので皆で共有するのは現実的に難しい。更生に向けて環境づくりが大切だが、保護司や民生委員、行政だけで対応できるものではないので、支援者のネットワークや受け皿をどう作っていくのか、それぞれの専門家がそれぞれのノウハウで応えていけば、自ずと目標に向かっていくものと感じる。

会長：いま話があった点は大事な骨格部分だと思う。その点については、計画の基本施策として出来れば良いということだが、先程話に出た住まいの情報など、いわゆる実施計画がないとあまり進まないという感じがする。この計画は基本施策を記載しているが、ここから先をどう具体化していくか、今話に出た点を踏まえて出来るところから文言化して少しずつ組み入れられたらよいと思う。また、先程の成年後見の部分でも「成年後見センターふじみ」がどこにあるかなどの記載がないため、そういった社会資源を計画に関わる情報提供の

意味合いも兼ねて入れ込んでいただけたらと思う。富士見市再犯防止推進計画の基本施策についても、更生保護施設や民間の支援団体、保護司の団体に言及はあるが具体的ではないので、できれば富士見市にこういった社会資源があるのか「見える化」が出来ればよいと感じた。

資料 4 富士見市重層的支援体制整備事業実施計画（案）

事務局：資料 4 に基づき説明

質問・意見

委員：地域子育て支援の分野で、インフルエンザによる学級閉鎖等により、子どもが発病していなくても家族が休まないといけない現状がある。保育園であれば病児保育があったりするが、親が働いている間、発病していない子ども達のための制度は富士見市にはあるのか。ないのであれば、そういった点を検討してもらえたら働く親にとっては手助けになると思う。

事務局：委員ご指摘のとおり、働く親たちの負担軽減や子どもたちの日中の居場所は必要な施策だと感じます。本計画は子ども・子育て分野の取組を網羅的に把握しているわけではないので、事務局で所管部署に確認いたします。また、ご指摘のような取組は、各福祉分野の個別計画で対応を図っていく形になるかと思われます。

委員：再犯防止の計画書も同様だが、110番や119番のように「まずは何かあったらここに相談」のようなわかりやすいものがあればよいと思う。そうした仕組みがないから浸透しないのではないか。どん

なケースでもチームができれば支援に入れると思う。支援者側からも市民側からも誰もがまずここに連絡すれば対応してくれるというものが作ればよいと感じた。

事務局：今ご指摘いただいた点については、どこに繋いでよいのかわからないようなケースの相談窓口がはっきりしていない課題があると理解しております。他の自治体の例で言うと、「福祉総合相談センター」や「何でも相談窓口」など、名称からしてわかりやすい窓口を設置し、いったんその窓口で受け止める体制を作っているケースもあります。現状、本市では「何でも相談窓口」のようなものは設置していないため、そのようなケースは福祉政策課の重層的支援体制整備担当に繋がってくるケースが多くなってきています。直接市民の方から相談を受けるケースもあれば、高齢者あんしん相談センターや民生委員等を経由して相談につながるケースもあります。今後、従来の相談体制を踏襲していくのか、重層事業を推進する中で新しい体制を構築していくのか、議論・検討していきたいと思っております。

会長：知識のある支援者の方は福祉政策課へとなると思うが、一般市民の方は、福祉政策課に生活保護の看板などがあればここは違うな、という認識を持つ可能性がある。そういった意味では、もっとわかりやすい仕掛けを作らないといけない。広報・啓発活動だけでは難しいのではないか。今すぐにとするのは難しいと思うが、事務局の方でも検討をお願いしたい。

委員：ひきこもり支援について伺いたい。ひきこもりの実態把握については、富士見市で何かあるのか。

事務局：先行事例として国がやった全国調査があります。15歳から64歳までの年齢層で、ひきこもりの出現率を算出した調査です。全国平均は約2%という結果で、本市の人口でこの出現率に基づき計算すると、約1,500人程度がひきこもり状態という推計になります。また、これとは別に、民生委員児童委員の方にひきこもりについての実態調査アンケートを実施しております。その調査で挙がってきたのは20件程度でした。ひきこもり自体が外からは見えにくく、本人は相談せず、家族も隠す傾向があります。しかしながら、8050問題のケースのように、親の介護や病気、世帯全体の困窮などの要因により家族が支えきれなくなった時に初めて発覚するケースが最近増加してきています。

委員：県から委託を受けている和光市の菅野病院がアウトリーチ支援事業をやっている。富士見市からは2名しかいない。こういった事業を行う支援機関ともっと連携が取れば、医療にも繋がるし、病院の方がご自宅へ訪問するなど柔軟な対応も検討してくれる。富士見市も機会があればそういった機関とも連携が取ればよいと思う。

事務局：本市でも過去に菅野病院のアウトリーチ事業を活用した事例はあります。ひきこもり支援は保健所と連携するケースが多いですが、保健所経由で医療的な支援が必要な方に対してはアウトリーチも可能ということで2件ほど活用しました。医療関係者が現場まで来てくれるというのは非常に心強く、医療資源を活用できる仕組みというものをもっと充実させていきたいと考えております。

会長：ひきこもり支援の中で、このような連携事例など重要な情報があれば、情報提供の意味合いも兼ねて記載してもよいと感じる。また、計

画書全体として厚生労働省の施策の中身が記載されている印象を受ける。富士見市としての特徴を示すことができたならよいが、こういったところが力点になりそうか、あれば教えていただきたい。

事務局：皆様にお示ししている重層の実施計画は、国で示されたものを本市の現状に沿って整理した形となります。重層支援を開始した当初、「何でも相談してください」というのは逆に相談しにくいのではという印象を持っていました。その点を踏まえ、福祉現場の色々な方々に話を聞き、一つの支援機関で対応できない一番の課題は何かヒアリングしたところ、ひきこもり支援と答える関係者が多くいました。特に8050問題や精神疾患が疑われる医療に繋がっていないケース、家族からひきこもりの相談を受けたがどうしてよいかわからないケースなどです。こうした実情から、重層担当としてひきこもり支援を主軸に重層事業に取り組んでいく方針を採用しました。そのため、ひきこもり支援から重層的支援体制の整備を行っていくアプローチを取っている点が本市の特色であると感じています。また、ひきこもり支援を行う中で、市単独での支援には限界があると感じています。その中で例えば広域連携という形で、ふじみ野市や三芳町、朝霞保健所と連携しながらそれぞれが持つ社会資源を融通し合い、一緒に課題解決に取り組むという試みをここ2～3年継続しており、上手くいっている印象があります。共同で研修会や家族教室、セミナーを開催したり、他市町の担当者と意見交換をしたりしながら事例検討を進めることで、お互いの支援スキルの向上を図っています。こうした部分についても本市独自のものと認識しております。

ただいまの会長のお話を受けて、本市のひきこもり支援をテーマの一つとして計画の中に追加していく必要性を感じました。

会 長：自治体によっては、特色を出した計画書を作っているところもある。富士見市の地域福祉計画なので、市としての特色ある計画を作っていただきたい。今おっしゃっていただいた点を加味して書いていただけたらと思います。時間の関係上、次に進めさせていただきます。

(2) 市民アンケート調査結果（速報版）について

資料(番号なし) 第4次富士見市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査【中間報告・抜粋版】

事務局：資料(番号なし)に基づき説明

質問・意見

会 長：全体の数字は後日まとまり次第、各委員に共有してください。

事務局：完成版が今月末に出来上がる予定です。完成次第、メールにて共有します。

会 長：時間の関係上、次に進みます。

(3) 次期計画における新規施策及び重点施策について

資料6 (仮称) 第4次富士見市地域福祉計画案__新規等施策回答票

資料7 (仮称) 第4次富士見市地域福祉計画における重点施策シート

事務局：資料6および資料7に基づき説明

質問・意見

委員：重点施策のうち、eスポーツについて、「誰もが健康で生き生きと」という前提の中で、市内4か所で5台程度のゲーム機の保有状況であったと思う。誰もがという点で保有台数が5台だと中々広がらないのではないかと感じる。令和8年度以降、もっと広げていき、皆が使いたい時に使えるような展開は考えているのか。

事務局：所管の増進センターからは、本事業のニーズは非常に高いと聞いており、拡充していきたい気持ちはあります。ただし、介護予防事業だけだとニーズが限定され発展性がないため、地域福祉計画の中に記載する分野横断的な地域での居場所づくり等の取組の中に、eスポーツを転用していくような横展開の仕組みを作れば新たなニーズが生まれるため、将来的なeスポーツ事業の拡充に繋がりやすいと考えております。初めての取組なので試行的にやってみて、モニタリングをしながらの検討になると思われま。

委員：高齢者向けにふじみパワーアップ体操をやったり、子ども食堂をやったりしている中で、仮にeスポーツをやりたいとなった場合は、機器を各施設で買ってくださいという形なのか。市の予算から出すというのは今のところ考えていないのか。

事務局：ご自身の施設でやりたいとなった場合は、健康増進センターにご相談いただければ、出張する形で対応可能です。そこで手応えがあれば、施設独自で機材購入を検討していただいてもよいと思います。増進センターとしては出張に関しては非常に前向きなので、ご相談いただけたらと思います。

委員：子ども食堂が市内に11か所あると思うが、多世代でやりたいという意見も出ている。仮に増進センターへ相談した場合、最初に増進センターより操作方法等レクチャーしてもらえるのか。

事務局：最初に基本的な操作方法等のレクチャーを行います。また現在、eスポーツ体験会のボランティア育成も行っているため、増進センターの職員が行くこともあれば、ボランティアの方を派遣して対応するケースもあります。一度モデル的にやってみて、手応えを感じるようであればそこから広げていくと一番よいと感じます。

4 今後のスケジュールについて

第4回審議会日程を伝達

日時：1月16日（金）午後13時30分から午後15時30分

場所：第2委員会室

5 その他

無し

6 閉会

市川副会長：閉会あいさつ

以上